

1. 採用決定者が、甲に入社した後、次の各号に定める期間内において自己都合又は自己の責に帰すべき事由により退職若しくは解雇された場合（以下、退職及び解雇を併せて「退職等」という。）、乙は、甲に対し、甲から受領した紹介手数料（消費税を含む）を、次の各号に定めるとおり、返還するものとする。ただし、退職等が採用決定者の死亡、疾病に起因する場合及び甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
 - （1）退職等の日が入社日から30日以内の場合 紹介手数料の80%
 - （2）退職等の日が入社日から31日超60日以内の場合 紹介手数料の50%
 - （3）退職等の日が入社日から61日超90日以内の場合 紹介手数料の20%
2. 前項の場合、乙は、甲に対し、同項各号に定める金額を、採用決定者が退職等した日が属する月の翌月末日限り、甲の指定する銀行口座に振り込んで返還するものとする。なお、振込払いによる手数料は乙の負担とする。